

< 論 文 >

死者の人格権と遺族の心情

黄 詩 淳*
訳：小 田 美佐子**

Posthumous Personality Rights and the Affective Interests of the Bereaved

Sieh-Chuen Huang

Translator: Misako Oda

Taiwanese law has gradually expanded protection for the deceased's non-pecuniary personality interests. Although the Supreme Court maintains that personality rights terminate upon death, courts commonly adopt an "indirect protection" model: when the bereaved family's feelings of respect and commemoration are harmed, courts grant injunctive relief or solatium. Recurring scenarios include defamation of the deceased, circulation of death images, mutilation of remains and exhumation/reburial, and interference with participation in funeral rites. The protected interests primarily concerns funerary affairs, and the protected parties are usually close relatives. These cases have shaped a distinctive jurisprudence of funerary-linked personality interests. While this Article endorses those developments, it contends that such interests should be assertable only vis-à-vis outsiders (non-holders of the interest), and not horizontally among co-holders of the same interest. The Supreme Court's extension of "funerary personality interests" to intra-heir disputes risks conflict with the majority-rule principle in co-ownership and with the notion of autonomy over final disposition of the body.

Keywords : posthumous personality rights; the bereaved family's feelings of respect and commemoration; freedom to decide on exhumation and reburial; right to worship ancestors; funerary personality interests.

* 国立台湾大学教授

** 立命館大学教授

キーワード：死者の人格権、死者に対する遺族の敬愛追慕の情、改葬意思決定自由権、祖先を祭祀する権利、葬儀や埋葬に係る人格法益

一．死者の人格権における精神的利益の保護

社会生活の変容に伴い、近年、各国において人格権保護の強化が顕著に進んでいる。人格権の保護範囲は、主体、客体、保護の程度や手段等に及び、拡大し続けている。台湾民法 18 条は、「人格権が侵害されたときは、裁判所に侵害の除去を請求することができる。侵害のおそれがあるときは、予防を請求することができる。前項の場合においては、法律に別段の定めがあるときに限り、損害賠償または慰謝料を請求することができる」と規定する。通説によれば、同条は人格権の一般規定と解されている（王澤鑑、2015）。また、同法 184 条¹⁾ 1 項前段にいう「権利」には人格権が含まれるとされ、これが 18 条にいう「法律の別段の定め」に該当するため、被害者は損害賠償を請求することができる（王澤鑑、2015。陳聡富、2023）。では、人格権概念の下で、具体的にいかなる個別の人格権が認められるのであろうか。学説は、民法 19 条、192 条、193 条、194 条、195 条の文言解釈から、氏名、生命、身体、健康、名誉、自由、信用、プライバシーおよび貞操（性的自己決定）²⁾ が含まれるとする。さらに、195 条 1 項前段は、「他人の身体、健康、名誉、自由、信用、プライバシー、貞操その他の人格法益を違法に侵害し、かつ、情状が重大であるときは、非財産的損害であっても、被害者は相当額の賠償を請求することができる」と定めている。したがって、人格権の種類は、上記の明文規定に限定されるものではなく、裁判所は社会の変化に応じて新たな人格法益を創設または承認し、その保護範囲を拡大することができる（陳聡富、2023）。学説は、台湾の裁判実務において創設または承認された人格法益として、平穏な居住、肖像、人工妊娠中絶に関する自己決定などを挙げている（陳忠五、2023）。

人格権は、伝統的に非財産権に属し、精神的作用を持つ権利として、人から分離し得ないものとされている。人の権利能力は死亡によって消滅するため、人格権もまた人と分離し得ない以上、死亡とともに存在しなくなる（王澤鑑、2008）。台湾最高法院（104 台上 1407 判決）はこの論理を堅持し、人格権の譲渡性および相続性を否定している。ただし、人格的特性に基づく経済的利益については、例外的に相続人による承継を認めている。すなわち、人格権主体の死亡後、死者の氏名や肖像を無断で使用する行為により、死者の人格的特性から生じる財産的利益が侵害された場合には、死者の相続人は不法行為に基づく損害賠償請求権または不当利得返還請求権を行使することができる（陳聡富、2023）。また、死者の人格権における精神的利益の保護の可否およびその方法についても議論がある。上記の「人格権は主体の死亡とともに消滅する」という論理からすれば、台湾において死者の人格権の精神的利益を保護する際には、

ドイツ法のような「直接保護説」を採用することは困難であり、「間接保護説」を採用せざるを得ない。すなわち、人格権は権利主体の死亡時に消滅するため、死者に直接的な保護を及ぼすことはできないが、死者の精神的利益を侵害する行為は、遺族の敬愛追慕の情や遺族自身の人格権を侵害する行為と構成し得る。この場合、遺族は侵害排除請求や慰謝料請求を行うことができる（陳聡富、2023）。

例えば、死者の名誉毀損の事案において、台湾の実務は「間接保護説」を採用している。加害者による遺族の「敬虔な追慕の情」の侵害が認められ、遺族は自己の人格的利益の侵害を理由として侵害排除および慰謝料を請求することができる。その後、実務においては、「遺族の敬虔な追慕の情」の侵害が認められる事案類型は次第に拡大し、遺体の処分、墓地の移転、葬儀の参加等にも及ぶに至っている。これらの保護内容は主として葬祭関連の事項に関するものであり、保護主体は主に死者の近親者である。このような葬儀関連の人格法益の保護は、台湾法の独自性を示すものであるとの評価もある（陳忠五、2023）。

以下では、台湾の裁判実務において承認されてきた「遺族の（死者に対する）敬愛追慕の情」に関する人格権侵害の裁判例を、時系列に従い、事件類型別に整理して分析する。比較参照するために、本稿で取り上げる裁判例を、事件類型、裁判番号、裁判所の判断、賠償額に基づいて整理し、末尾に一覧表として掲載する。

二. 死者の名誉または社会的イメージの侵害

1. 死者の名誉を侵害する類型

台湾で死者の人格権に関連する精神的利益の保護に最初に言及した裁判例として、台北地方法院 96 訴 2348 判決（二二八元凶事件）がある。本件では、原告（蔣孝嚴、旧名章孝嚴）が、被告（陳水扁）による原告の祖父蒋介石を「二二八事件の元凶」と非難する発言が名誉を毀損するとして、精神的慰謝料の賠償と名誉の回復を請求した。裁判所は、死者は権利主体ではなく名誉権を有しないため、被告による死者の名誉権侵害は認められないとしつつ、原告の敬愛追慕という人格法益が侵害された可能性を指摘し、次のように述べた。「わが国の風俗において、死者に対する崇敬の念は極めて重要とされる。既に故人となった者への侮辱・誹謗は、死者に弁明の機会を与えないだけでなく、遺族にとって耐え難い苦痛と憤りを生じさせる。このため、刑法 312 条は死者侮辱・誹謗罪を特に規定し、遺族が先人に対して抱く孝思追念の感情を保護するとともに、善良の風俗を奨励している。したがって、故人に対する遺族の敬愛追慕の情を人格的利益として保護することは、憲法が保障する人間の尊厳に適うものである」。裁判所は、原告が主張する先人への敬愛追慕の情の侵害は原告の人格的利益に対する重大な侵害に該当する可能性があるとした。しかし、二二八事件当時の蒋介石の政治的判断の当否は公共の利益と密接に関連し、被告が「元凶」という語を用いたのは、やや扇情的で誇張的であるものの、公

共事項への国民の関心を喚起する目的であり、感情的な誹謗には至らないとして、違法性を否定し、不法行為責任は成立しないとした。学説上は、本判決が死者の人格保護について「間接保護説」を採用したものと理解されている（王澤鑑、2012。劉春堂、2011）。すなわち、死者の名誉を侵害する行為が、故人に対する遺族の敬愛追慕の情という人格法益の侵害を構成するとし、間接的に死者の人格権保護を図る見解である。

二二八元凶事件判決は、「遺族の敬愛追慕の情」という人格法益の侵害に言及しながらも、結論として不法行為の成立を否定した。一方で、後続の判決では類似の論理構成を採用しつつ、不法行為の成立および損害賠償請求権を認めた例がある。例えば、金門地方法院 103 訴 87 判決（土地紛争事件）は、被告が原告の亡父を誹謗した行為について、「原告の亡父に対する敬愛追慕の情」という人格法益および「原告の身分法益」の侵害を認め、非財産的損害の賠償を命じた。本判決の特徴は、故人に対する遺族の敬愛追慕の情を保護法益と認めた点にとどまらず、遺族の身分法益の侵害をも肯定した点にある³⁾。他方、不法行為の成立を認めつつ、「故人に対する遺族の敬愛追慕の情」のみを保護法益（民法 195 条 1 項）とし、「遺族の身分法益の侵害」には触れない判決も存在する。例えば、新北地方法院 103 訴 312 判決（将軍名誉事件）⁴⁾が、それである。

直接保護説を採用した唯一の判決は、台中地方法院 102 訴 1119 判決（祭祀公業事件）である。本件においては、次のような事実関係が認められる。原告と被告はともに廖天与祭祀公業の構成員であり、原告の父である廖德寶は祭祀公業の管理人を務めていたが、その後死亡した。被告は、祭祀公業の運営方針をめぐる対立から、自身の個人ブログや占術関連のウェブサイトに、「祭祀公業は悪党が宗親の血を搾取するための道具」と記載し、「悪党」「宗親の血を搾取する」などの表現を用いて、原告の父である廖德寶およびその子孫が不正に土地を取得したことを示唆した。原告は、これらの行為が原告および廖德寶の名誉を毀損しているとして、慰謝料の支払いと謝罪を求めた。裁判所は、社会の変化に応じて死者の人格的利益を保護する必要性を指摘し、直接保護説と間接保護説の双方を検討した結果、「人格権の消滅」とは別に死者の人格法益を直接保護するのが妥当であると判断した。この見解に基づき、被告の行為が原告の名誉を毀損しただけでなく、死者の名誉権も直接侵害したと認定した。また、被告の発言は専ら私的利益に関わるものであり、刑法 310 条 3 項ただし書による違法性阻却事由には該当しないと判断し、不法行為の成立を認めたとうえで、被告に対し、10 万円の慰謝料を原告に支払うよう命じた。

2. 死亡現場の映像をインターネットにアップロードする行為

台湾高等法院花蓮分院 103 上 2 判決（交通事故映像アップロード事件）は、以下のような事案である。交通事故により原告の母親が死亡した後、被告は事故現場や救助活動の映像を録画し、それを YouTube にアップロードして、誰でも自由に閲覧できる状態にした。原告は被告

に対して映像の削除を求めたが、被告がこれを拒否したため、提訴に及んだ。原告は、被告の行為について、母親に対する原告の敬虔な追慕の情という人格法益を侵害するものであり、原告と母親の間にある親密な親子関係に基づく情愛、敬愛、追憶の念があり、母親の遺体がトラックの車輪の下にある状況が本件映像を通じて繰り返し公開されるのは身分法益を侵害するものであると主張した。原告は、民法184条1項後段、195条1項前段および3項に基づいて、非財産的損害の賠償を請求した。裁判所は、被告の行為が原告の敬愛追慕の情という人格法益と、母子間の身分法益の双方を侵害するものと認定し、原告の損害賠償請求を認容した。

三. 死者の遺体・遺灰や墓に対する侵害

1. 遺体の損壊

死者の名誉や社会的イメージの侵害を検討したが、以下では、異なる視点から、死者の遺体・遺灰や墓（中に納められた遺骨を含む）への侵害について論じる。従来の主流の見解によれば、遺体や遺灰の法的性質は財産権であり、それらが侵害された場合であっても、被害者（所有者）が加害者に対して非財産的損害の賠償を請求することはできないと解されてきた⁵⁾。しかし、近年の裁判実務では、遺灰や遺体に対する侵害が遺族の人格法益または身分法益をも侵害するものと理解され、非財産的損害の賠償請求が認容される事例が徐々に増えている。本稿では、紙幅の都合上、遺灰に関する事例は割愛し⁶⁾、遺体および墓に関する事例のみを取り上げる。

台湾高等法院台南分院87重訴19判決（遺体損壊事件）の事案は、以下の通りである。被告AおよびBが原告の子を殺害した後、証拠隠滅のため、被告C、D、E、Fが共謀して遺体を焼却した。原告は、C、D、E、Fによる焼却行為が善良の風俗に反するものであり、原告の身分法益を侵害したとして、民法195条3項に基づき非財産的損害の賠償を請求した。裁判所は、「遺体は他の物とは異なり、埋葬、管理、祭祀または供養を目的とする場合にのみ取り扱いが許され、自由な使用、収益および処分は認められない。しかし、遺体は親族の追慕や親情の念と深く結びついており、遺族が遺体の損壊によって完全な形での埋葬を妨げられることは、遺族に精神的苦痛を与えるものと認められる」と判示し、原告の精神的慰謝料請求を認容した。

2. 墓の掘削と改葬

(1) 「改葬意思決定自由権」を人格法益と認めた判決

台湾高等法院高雄分院104上国易2判決は、「改葬意思決定自由権」という概念を初めて提示した裁判例である。本件の事実関係は、以下の通りである。原告の母親は2005年に法定手続に従い高雄市旗津区第四公墓に土葬されていたが、被告である高雄市政府殡葬管理处は2012年1月18日、当該公墓の移転を公告し、同年4月30日を移転期限と定めた。その後、同年9月26日、被告は係争墳墓を掘り起こし、遺体を火葬のうえ、仁武第八公墓に移送した。原告

は2013年3月24日の墓参時に初めてこの事実を知り、国家賠償法2条2項、民法184条1項前段および195条に基づき、精神的慰謝料の賠償を請求した。一審の高雄地方法院は、被告の行為は原告の所有権を侵害したにすぎず、民法195条に基づく慰謝料請求は認められないとして、原告の請求を棄却した。これに対し、控訴審判決は、「殡葬管理条例は、墓主への通知に基づく自主的な改葬を原則としており、墓主が改葬の時期、場所、方法等を自由に決定できることを予定している。本件では、控訴人が適法な通知を受けないまま公告期限内の改葬の機会を奪われ、無主墓として掘削・火葬された結果、改葬の場所や時期等を自由に決定する権利が違法に侵害された。また、わが国の伝統的な価値観は『慎終追遠』⁷⁾を重んじており、控訴人の改葬意思決定の自由が侵害されたことによる精神的苦痛は看過できない」と判示し、原告一人あたり2万円の慰謝料を支払うよう被告に命じた。

台北地方法院104重訴270判決も改葬に関する事案であり、「改葬意思決定自由権」に加え、「祖先を祭祀する権利」(祭祀権)という概念を提示している。被告は係争地の開発利用のため、2013年8月に改葬工事を実施し、原告の同意を得ないまま原告の祖先が葬られていた墳墓を掘削した。これについては、刑法247条1項の墳墓発掘罪に該当するとする刑事判決が確定している。本判決は、「祖先を祭祀する権利は、民法195条1項にいう『その他の人格法益』に該当する。慎終追遠、祖先を偲ぶことはわが国固有の伝統的美徳であり、後代の子孫は自己の宗教的信仰に基づき祖先の墳墓の取扱方法を決定する権利を有する。原告の祭祀権が侵害されたことは、死者に対する敬虔な感情を著しく傷つけるものであり、かつ情状は重大であり、精神的苦痛は看過できない」と判示し、原告一人当たり18万円(2基の祖先の墳墓が被害を受けた場合は倍額)の慰謝料を認容した。なお、本判決における「祭祀権」とは、「子孫が自己の宗教的信仰に基づき祖先の墳墓の取扱方法を決定する権利」を指し、その内容は「改葬意思決定の自由」と実質的に同一であると解される。

(2) 遺族の「身分法益」の侵害を認定した判決

台湾高等法院台中分院105上易162判決は、遺族の「身分法益」の侵害を認めた事例として注目される。本件の事実関係は、以下の通りである。原告は2003年に被告から係争地を購入し、父親の埋葬地として使用していた。それから約10年が経過した頃、被告は係争地を第三者に売却しようとし、原告に改葬を求めたが、原告はこれに応じなかった。これを受けて、被告は2013年10月1日に祭祀の儀式を執り行った後、遺骨収集師Aに委託して原告の父親の墳墓を掘削し、開棺して遺骨を取り出し、他所に移送した。裁判所は、「本件墳墓の掘削に際し、被告は原告の同意を得ずに、また原告が祭祀を行う機会を確保することもなく掘削を行った。かかる行為は風俗に反し、原告の身分権および原告と蔡○○(原告の父親)との父子関係に基づく身分法益を侵害するものであり、原告に精神的苦痛を与えたことは明らかである」と判示し、原告による非財産的損害の賠償請求を認容した。

本判決は、前記(1)の判決と同様に改葬に関する事案であるが、遺族の「身分法益」の侵害を認定した点で特徴的である。すなわち、(1)の判決が遺族の人格法益の侵害を認めたのに対し、本判決は身分法益の侵害という構成に依拠したものである。学説上も本判決のような法的構成に基づく遺族の保護を支持する見解がある(許景翔、2022)。

(3) 学説の見解

上記の実務見解が示された後、「改葬意思決定自由権」が民法によって保障される人格権に該当するか否かをめぐり、多くの議論が巻き起こった。そもそも「意思決定の自由」が自由権の一種であるのか、それとも人格法益の一種であるのかという点自体が争点となっていた⁸⁾。

「意思決定の自由」を人格法益と承認する立場からも、「改葬意思決定」は民法195条1項にいう「その他の人格法益」には該当しないとする見解が主張されている。この学説によれば、「改葬意思決定の自由」は、個人が「死者を追慕し、祭祀する自由」を保障するためのものという側面と、遺体が不当な扱いを受けないことを保障するためのものという側面を有する。前者は、遺族の人格法益に近い性質を持つものの、改葬行為自体は遺族による追慕・祭祀を妨げるものではなく、単にその場所を変更するにすぎない。また、法律上、遺族は「特定の場所(土葬された公墓)で祭祀する権利」を主張することはできない。これは、殯葬管理条例が地方当局に公墓の移転や廃止を認める権限を与えているためである。後者の「遺体が不当な扱いを受けないことを保障する」という側面についても、遺族の人格的自由の発展との関係は希薄である。さらに、改葬の過程において被告は一般的な民間信仰に従い儀式を執り行い、掘削に関わる費用を負担しており、遺骨が不当な扱いを受けたとみることは難しい。これらを踏まえると、民法195条1項が定める「重大な情状」の要件を満たしているとは言い難い(黄松茂、2022)。

また、「改葬意思決定権」を新たに創設することに反対する見解もある。この見解によれば、遺体や遺灰に関する物理的側面は、所有者が所有物(墓)を自由に使用・収益・処分する権能に属し、人格法益には該当しない。遺族に関する精神的側面は、身分関係に基づく敬愛追慕の情に関わるものであり、身分法益の内容とみなされるため、「改葬意思決定権」を別個に認める必要はないとされる(許景翔、2022)。

これに対して、上記の実務見解を支持し、「改葬意思決定の自由」は民法195条1項の「その他の人格法益」に該当するとする学説も存在する。この見解によれば、死者の改葬が遺族によるか殯葬管理処によるかを問わず、最終的には礼俗や宗教的な儀式に則った形で行われる。ただし、遺族自身が死者のために計画し決定することで、遺族の人格的自由の発展がはじめて完全なものとなる。この保護法益は、遺族による慎んで葬り尽くす孝行の追求を基礎としており、これは死者に対する遺族の敬愛や追慕の情と深く関連している(管静怡、2022)。

四. 葬儀等への関与妨害

上記二および三で検討した侵害類型は、死者本人との直接的な関連性を有するものであった。すなわち、二では死者の精神的残存物たる名誉・社会的イメージの侵害を、三では死者の物理的残存物たる遺体・遺灰・墳墓（内部の遺骨を含む）の侵害を論じた。これに対し、本節で扱う侵害類型は、死者との関係がより間接的であり、被害者は死者本人ではなく特定の遺族である。具体的には、一部の相続人が他の相続人に被相続人の死亡を通知しなかった結果、通知を受けなかった相続人が葬儀等に関与できなかったとして、人格法益の侵害を主張し、非財産的損害の賠償を求めるものである。

1. 代表的な実務見解

従来、実務（南投地方法院 102 訴 492 判決）は、このような場合の人格法益および身分法益の侵害を否定していた。しかし、最高法院 110 台上 2399 判決は異なる見解を示した。この事案の概要は、以下の通りである。原告は被相続人が 1960 年に婚外関係で設けた認知済みの子であり、被告は被相続人とその配偶者との間に生まれた子である。2017 年 10 月、被相続人が被告の住居で死亡したが、被告は原告に通知することなく、告別式、出棺、葬儀を執り行い、遺体を火葬した後、遺灰を納骨堂に安置した。原告は、被告が意図的に通知を怠ったために家祭・公祭への参列や葬儀の執行に関与できなかったとして、人格権および子としての身分権の侵害による精神的苦痛を理由に、慰謝料を請求した。第一審と第二審は原告の請求を棄却したが、最高法院は次のように判示した。「被相続人の遺体は、単なる相続人の共有物にとどまらず、相続人である子にとって、敬虔な追慕の情という意味を持つ。社会の一般的風俗や倫理観に照らすと、子が亡き父母に対して抱く孝思・敬愛・追念の情は、個人が孝道を尽くし、人間の尊厳を体现するための精神的利益であり、保護されるべき人格法益に該当する。他者が正当な理由なく通知を怠り、遺体を独断で火葬・埋葬したことにより、相続人である子が敬虔な追慕の情を満たせず、その孝道を追求する機会を奪われた場合、人格法益の侵害を否定することはできない」。最高法院は、原審において人格法益を侵害したか否か、その情状が重大か否かについて審理が尽くされておらず、被告に原告への通知義務がないと認定した点に疑義があるとして、原判決を破棄し、原審に差し戻した。

2. 学説の見解

(1) 既存の文献

最高法院の上記見解は、相続人が被相続人の遺体に対して抱く悼念・追慕・愛情・孝道といった感情的利益が、法的保護に値する人格法益に該当することを明確に示した。これを支持する学説は、かかる人格法益の内実について、「遺体の処置」（土葬・火葬の選択、遺体・遺灰の安

置場所の決定等)のみならず、個人の自己同一性、人格的自律、人間の尊厳に関わるあらゆる喪葬事務への関与ないし決定を含むとする。具体的には、遺体との最期の対面、各種葬儀儀式への参列、訃報への氏名の記載等が含まれる。このような法益は「喪葬人格法益」と総称され、その性質は民法195条1項前段に定める「その他の人格法益」に該当すると解されている(陳忠五、2023)。一方で、最高法院のいう「敬虔な追慕の情」は、従来の「敬愛追慕の情」と本質的には異ならず、それが遺族と死者との身分関係に基づくものである以上、その性質は身分法益として把握されるべきとする見解も存在する(許景翔、2022)。もっとも、この立場であっても、最高法院が法益侵害を肯定した結論自体には異を唱えていない。

(2) 拙見

2021年の最高法院による「喪葬人格法益」の広範な承認(または学説の見解)について、いくつもの疑問が生じる。第一に、「改葬意思決定の自由」が人格法益として認められるか否かに関しては、これを疑問視する見解が存在する。その理由は、被告の改葬行為が遺族による追慕や祭祀を妨げるものではなく、単なる場所の変更に過ぎない点にある。また、遺族が「特定の場所(土葬の公墓)で祭祀する権利」を法的に主張することはできない。同様に、死者との最期の対面や喪葬儀式への参列、訃報への氏名記載を妨げられた場合、それが原告の「喪葬意思決定の自由」、すなわち追慕・祭祀の自由を侵害するといえるかについても疑問がある。追慕や祭祀は特定の場所や遺体・遺骨等への直接的な接触を必要とするものではなく、読経や祈祷、静坐瞑想、追悼会等の多様な形で行うことが可能であるためである。

第二に、2021年最高法院判決の事案は、従来の事例と異なり、相続人間の紛争である点に特徴がある。これまでの事例では、相続人と非相続人の間での争いが焦点となっていた。しかし、各相続人が「喪葬意思決定の自由」または「喪葬人格法益」を有するのであれば、相続人同士の意見が対立した場合に、なぜ原告の自由が被告の自由によ越し、慰謝料請求が認められるのかという問題が浮かび上がる。

第三に、葬祭における遺体の処分や遺灰の管理(土葬や火葬の選択、遺灰の納骨堂安置、海葬、樹木葬等)について、実務上は遺体や遺灰は相続人の共有とみなされ、物権法に基づく共有のルール、すなわち多数決の原則に従うとされる⁹⁾。多数派の相続人の意見が優先され、少数派相続人の主張は、原則として物権侵害を構成しない。また、物権法上、共有者による多数決に基づく管理行為について、全共有者への通知義務は課されていない。これに対し、2021年の判決では、「正当な理由なく(一部の相続人に)通知を欠いたまま親の遺体を火葬・埋葬する行為」が少数派相続人の「敬虔な追慕の情という人格法益」を侵害すると認定したが、この見解は物権法の価値判断と明らかに矛盾している。

さらに、2021年判決は「死者の葬祭自己決定権」の理念とも整合しない。近年の台湾の学説では、死者が「葬祭の自由」「葬送自己決定権」「遺体処分権」を有し、遺体の取扱方法や葬儀

計画を自ら決定すべきだと主張されている（黄詩淳、2015）。死者は、遺産と同様に、自身の遺体についても決定権を有し、遺体処分権者（agent）を指定して、土葬、火葬、納骨、海洋散骨等を委任することができる。指定がない場合には、老人福利法 24 条に基づき、「埋葬義務者」が法定の遺体処分権者となる。この場合、第一順位は「扶養能力のある扶養義務者」であり、次順位には地方当局または入所施設が該当する¹⁰⁾。多くの場合、扶養能力のある扶養義務者は相続人であるが、複数いる場合、いずれも埋葬義務・遺体処分権を有する。意見が対立した場合、老人福利法には具体的な規定がないものの、比較法的には多数決による解決が一般的とされる¹¹⁾。2021 年の判決の見解に基づけば、死者（親）が指定した遺体処分権者も通知義務を負い、これを怠れば損害賠償責任を負うことになりかねない。しかし、これは死者の葬祭自己決定権を実質的に否定し、法体系内部で価値矛盾を引き起こす可能性がある。

五. 結論

死者の人格権における精神的利益の保護について、台湾の実務は、まず死者の名誉侵害類型から出発し、保護範囲を漸次的に拡大し始め、その結果、「故人に対する遺族の敬愛追慕の情」が人格法益として認められ、遺族が加害者に対して慰謝料を請求できると判断されるようになった。その後、死者の遺体や遺灰といった「物」に対する侵害事例においても、遺族の「敬愛追慕」「追慕」「懐念」といった感情が人格法益または身分法益として保護され、慰謝料請求が認められる方向に展開した。2015 年以降の墳墓や改葬に関連する事案では、加害者が死者の遺灰や遺体を直接侵害するケースではなく、単に墳墓から取り出し、礼俗に従って他の場所に移したケースが中心となった。このため、従来の「敬愛追慕の情」の侵害という法的構成のみでは説明が困難となり、「改葬意思決定自由権」という新たな法的構成が採用されるに至った。さらに 2021 年の喪葬事務への関与妨害に関する事案では、遺体処分（火葬）に関連するものであったが、学説において判決の射程が拡大解釈され、遺体に限らず、「最期の対面」「各種喪葬儀式への参列」「訃報への氏名記載」等の喪葬事務全般が、「敬虔な追慕の情」の保護に関連する葬儀や埋葬に係る人格法益に包含されるとされている。

筆者は、死者の名誉・社会的イメージ、遺体・遺灰・墳墓等に対する侵害事例に関して、台湾の実務が展開してきた方向性を概ね支持している。すなわち、遺族が死者に対して抱く「敬虔な追慕の情」は人格法益（または身分法益）として認められ、それが侵害された場合には加害者に非財産的損害賠償を請求できるとする立場である。ただし、この法益は「非権利者」に対してのみ主張し得るものであり、権利者間では主張できないと考えるべきである。これは、物権法および葬祭自己決定の概念に基づき、相続人全員が遺体の所有権や処分権を有し、これに関する決定は多数決によって行われることが認められているためである。これにより、権利者間の自由の範囲はすでに画定されており、不法行為法により、少数派相続人が自己の排除を

理由に「人格法益の侵害」を主張することは認められないからである。仮にこれを許容するならば、兄弟姉妹の妨害によって「親との最期の対面」「葬儀への参列」「訃報への氏名記載」を妨げられたとして、相続人が次々と非財産的損害賠償請求を行うような事態を招きかねない。

付表：本文で言及した台湾の判決の整理

事件類型	裁判番号	裁判所の判断	原告が得た慰謝料の金額
死者の名誉の侵害	台北地方法院 96 訴 2348 (二二八元凶事件)	間接保護説を採用。	原告敗訴
	金門地方法院 103 訴 87 (土地紛争事件)	遺族の人格法益(故人に対する敬愛追慕の情)および身分法益の侵害を認定。	6 万元
	新北地方法院 103 訴 312 (将軍名誉事件)	人格法益(故人に対する敬愛追慕の情)の侵害を認定。	配偶者 50 万元、娘 30 万元
	台中地方法院 102 訴 1119 (祭祀公業事件)	直接保護説を採用(少数)。	10 万元
死者映像のネットアップロード	台湾高等法院花蓮分院 103 上 2 (交通事故映像アップロード事件)	敬愛追慕の人格法益および母子間の身分法益の侵害を認定。	4 人の子ども、各 6 万元
遺体の損壊	台湾高等法院台南分院 87 重訴 19 (遺体損壊事件)	遺体が完全な形で埋葬できなかったことにより、遺族が精神的苦痛を受け、身分法益の侵害の成立を認定。	父母、各 50 万元
墳墓の掘削と改葬	台湾高等法院高雄分院 104 上国易 2	「改葬意思決定自由権」が人格法益として侵害されたと認定。	6 人の子ども各 2 万元
	台北地方法院 104 重訴 270	「改葬意思決定自由権」および「祖先を祭祀する権利」(祭祀権)が人格法益として侵害されたと認定。	子孫 1 人につき(祖先 1 人ごとに) 18 万元
	台湾高等法院台中分院 105 上易 162	身分法益の侵害を認定。	5 人の子ども各 5 万元
喪葬等への関与妨害	最高法院 110 台上 2399	正当な理由なく通知せずに親の遺体を火葬・埋葬したことで、敬虔な追慕の情が満たされず、人格法益が侵害されたと認定。	非嫡出子 3 人、各 32 万元(台湾高等法院 111 上更一 99)

注

- 1) 184 条は、「故意又は過失により他人の権利を違法に侵害した者は、損害賠償の責任を負う。善良の風俗に反する方法で故意に他人に損害を与えた者も同様とする。他人を保護するための法律に違反し、これにより他人に損害を生じさせた者は、賠償の責任を負う。ただし、その行為に過失がないことを証明した場合は、この限りではない」と規定している。
- 2) 民法 19 条は氏名権を、192 条は生命権を、193 条は身体および健康権を、194 条は生命権を、195 条は「身体、健康、名誉、自由、信用、プライバシー、貞操」を規定している。

- 3) また、福建高等法院金門分院 106 上易 10 判決および彰化地方法院 109 訴 694 判決も人格法益と身分法益の侵害を同時に認めている。
- 4) さらに、台湾高等法院 108 上 843 判決も人格法益の侵害説を採用している。
- 5) 遺灰に関しては台中地方法院 100 訴 635 判決を参照。遺体に関しては台湾高等法院 92 附民 62 判決、台中地方法院 100 訴 635 判決、台北地方法院 90 重訴 468 判決を参照。
- 6) 具体的には、台湾高等法院 100 上国易 1 判決において、原告が亡くなった配偶者の遺灰を台北市殡葬管理处が管理する納骨堂に安置していたが、ある日遺灰が紛失していることを発見し、損害賠償を請求した事例がある。裁判所は、遺灰には経済的価値がないため、財産的損害賠償を請求することはできないとした。しかし、「原告が社会の一般的な風俗や習慣に基づき近親者を追慕し、心の慰めを得ることができなくなったことは、その人格法益が侵害されたと認められ、精神的に相当な程度の苦痛を受けた」として、被告に対し非財産的損害 11 万円の賠償を命じた。
- 7) 親を手厚く葬り、祖先を永く祀ること。
- 8) 例えば、王澤鑑 (2015) 189 頁は、意思決定の自由は自由権の一種ではなく、その他の人格法益に含まれるべきだと主張している。一方で、陳聰富 (2023 年) 81-90 頁は、「患者の自主決定権」「生殖の自主決定権」「性の自主決定権」の侵害を自由権侵害の範疇に含めているが、同時に、意思決定の自由が人格法益に関わる場合に限り、被害者の自主的な意思決定を保障すべきであり、慰謝料の請求を認めるべき例外であると指摘している。
- 9) 多数決について、最高法院 109 台上 2627 判決は次のように述べている。「相続人の相続放棄の効力は、被相続人の遺体 (遺骨) には及ばない。…頼〇〇の遺骨は頼〇〇の全ての相続人の共有に属する。被告 4 名が遺骨を頼家墓地に埋葬し、その後改葬のため骨を拾い火葬し、係争記念園區に改葬した行為は、埋葬、管理および祭祀の目的に基づくものであり、遺骨の管理方法について、原告を除く他の相続人は異議を唱えていない。被告 4 名の管理行為は、民法 828 条 2 項および 820 条 1 項の規定に適合する」。また、台中高等法院 111 上 388 判決も、遺灰の安置は共有物の管理行為に該当し、共有者が多数決によって決議すべきものであるとしている (この判決は最高法院への上訴が 112 台上 926 裁定によって却下され、確定している)。一方で、陳重陽 (2023) 39-40 頁において、土葬や火葬の選択は「遺体の処分」に関わるものであり、単なる管理の問題ではないため、民法 828 条 3 項の「全員同意」の適用が妥当であると指摘している。しかし、最高法院 107 台上 2109 判決は、土葬は共有物の管理行為に該当し、多数決方式で行うべきだと判断している。
- 10) これは拙見であり、実務の見解と異なる。実務は物権の視点から、遺体を物とし、「相続人」を遺体所有権者とする。
- 11) 張美眉 (2015 年) 180-184 頁では、日本法およびアメリカ法を考察し、通常、法定の遺体処分権者は配偶者が第一順位、子が第二順位となっていることを指摘している。また、同順位者が複数いる場合は、通常、多数決の方法で決定されることが明らかにされている。

参考文献

- 王澤鑑 (2015 年) 『侵權行為法』台北：自版。
- 陳聰富 (2023 年) 『侵權行為法原理 [3 版]』台北：元照。
- 陳忠五 (2023 年) 「繼承人妨害其他繼承人參與喪葬事宜的侵權責任：最高法院 110 年度台上字第 2399 號判決簡析」台灣法律人 20 期。
- 王澤鑑 (2008 年) 『民法總則 [修訂版]』台北：自版。
- 王澤鑑 (2012 年) 『人格權法：法釋義學、比較法、案例研究』台北：自版。
- 劉春堂 (2011 年) 「侵害死者名譽之民事責任」輔仁法學 42 期。
- 許景翔 (2022 年) 「論『改葬意思決定自由權』之本質—評析臺灣高等法院高雄分院 104 年度上國易字第 2 號判決」月旦律評 9 期。
- 黃松茂 (2022 年) 「改葬之人格利益？—評臺灣高等法院高雄分院 104 年度上國易字第 2 號判決」裁判時報 117 期。
- 管靜怡 (2022 年) 「改葬意思決定自由權之侵害—臺灣高等法院高雄分院 104 年度上國易字第 2 號判決」裁判時報 117 期。
- 陳重陽 (2023 年) 「遺體之性質與處理：從單純之『物』到『具有人格性之物』—評析最高法院 109 年度台

上字第2627號判決」裁判時報138期。

黃詩淳（2015年）「喪葬事務與拋棄繼承」台灣法學雜誌274期。

張美眉（2015年）「論殯葬自主權與遺體處分權」軍法專刊61卷4期。